

～令和4年度 教育課程特例校制度

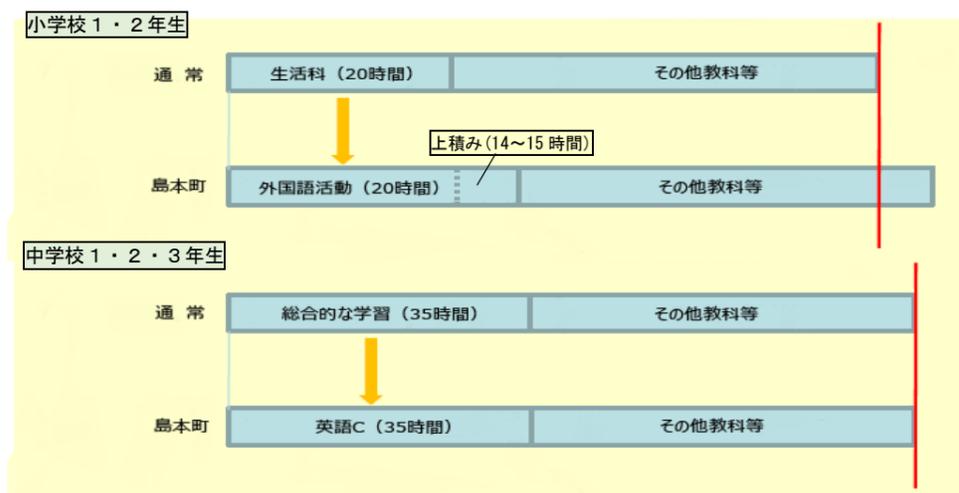
令和4年8月19日作成
教育推進課

① イメージ

教育課程特例校とは

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。
※予算措置なし

教育課程特例校における授業時数のイメージ



【参考】 令和4年度 島本町の場合

【小学校1・2年生】

(増) 外国語活動 +34時間
(減) 生活科 -20時間

【中学校1・2・3年生】

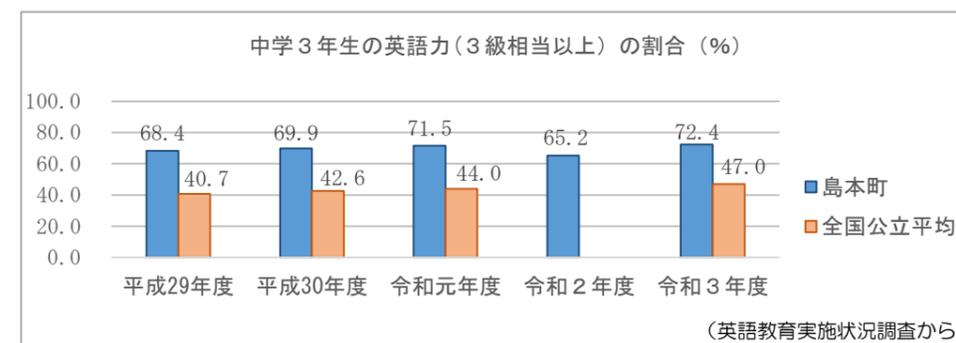
(増) 外国語 +35時間
(減) 総合的な学習 -35時間

③ 今後の方向性

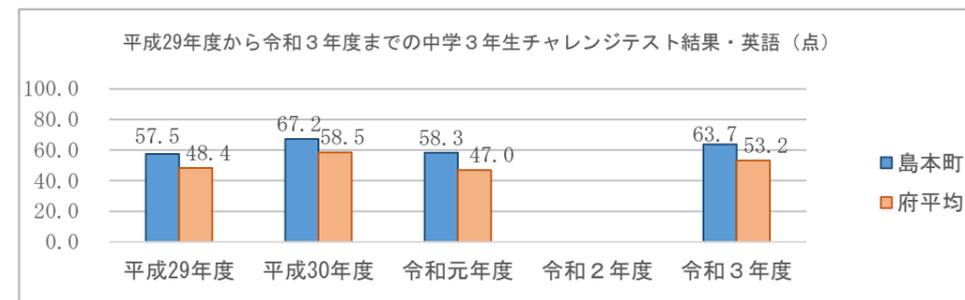
- 英語教育特例校制度を廃止後も、英語教育の量より質を向上させることを目指し、中学校卒業時点において、実用英語検定3級相当以上の生徒の割合が70%以上を維持していく。
- 小学校1・2年生においては、異文化コミュニケーションの入口としての役割を重視するため、ALTとの体験活動を引き続き実施していく。
- 中学校については、対面でやり取りできる実用的な英語力を育成するために、個人の発話量をより増やすことを目的に、オンライン英会話の導入を検討していく。

② 成果

(1) 近年、中学校卒業時点において、実用英語検定(英検)3級相当以上の生徒の割合70%以上が達成されていること。



(2) 近年、中学3年生時において、大阪府中学生チャレンジテストで府平均を上回る成果を出し続けていること。



※100点満点。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行により中止

(3) 令和3年度に実施された各種アンケート結果で、肯定的な回答が目立った。

- 令和3年度全国学力・学習状況調査生徒質問紙
(問61)英語の勉強は好きですか → 肯定的回答: 島本町 67.2% 大阪府公立平均 54.4% 全国公立平均 56.7%

④ 外部人材等の活用について

・年間ALTなどが各校園所に配置される回数

種別	令和4年度		令和5年度(案)		
	配置回数	その他	配置回数	その他	
保育所・幼稚園	2回/月	-	保育所・幼稚園	1回/月	-
小学校1~6年生	3回/月	-	小学校1~2年生	1回/月	-
			小学校3~6年生	2回/月	-
中学校1~3年生	3回/月	7回/年 グループ学習	中学校1~3年生	オンライン英会話、ALT配置等含め検討中	

※グループ学習…クラスを5グループに分け、そのグループにALT等が入り英会話を行う。令和4年度からイングリッシュシャワープログラムとして実施。

※オンライン英会話…1対1or2でオンライン越しに、英会話を行う。